

## 水質総量削減制度について（概要）

### 1 概要

〔目的〕 東京湾などの閉鎖性水域において、排水濃度規制に加えて、水域全体の汚濁負荷の総量の計画的削減を図る制度

〔計画等の策定〕

国（5年ごとに改定）	都
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">                     「総量削減基本方針」の策定                      COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量の都府県別の削減目標量や削減に関する基本事項等を示す。                 </div>	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">                     「第8次総量削減計画」の策定                       発生源別の削減目標量や目標達成の方途を示す。                 </div>
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">                     「総量規制基準に係る範囲」の告示（上限値・下限値）                 </div>	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">                     「総量規制基準」の設定                      →国が定める範囲内で設定                 </div>

〔対象項目〕 化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量

### 2 総量削減計画案の概要

(1) 都内（東京湾流域地域に限る）から排出される汚濁物質の削減目標量  
 単位：トン/日

	第8次計画	（参考） 第7次計画	
	H31年度目標	H26年度実績	H26年度目標
COD	46	47	53
窒素含有量	60	61	66
りん含有量	4.7	5.0	4.8

(2) 目標達成のための主な施策

ア 下水道

- ・設備の更新・改良等による処理効率の向上、及び、準高度処理等の導入を推進

## イ 生活排水対策

- ・下水道計画がない地域における合併処理浄化槽の設置、適正な維持管理の実施

## ウ その他

- ・総量規制基準適用事業場に対する規制の徹底
- ・底質のしゅんせつ、及び、海浜や浅場の整備の実施等による、汚濁負荷の削減や自然の浄化能力の向上

## 3 総量規制基準（案）の概要

総量規制基準（一日に排出が許容される汚濁物質の総量）

= 各事業場の一日の排水量 × 該当業種の基準濃度（C値）

○C値は、環境大臣が215業種を対象に、それぞれの上限值及び下限値を定め、知事がこの範囲内で設定

○国はC値の上限值及び下限値を見直し、昨年9月に告示

○その結果、し尿処理業のりん含有量について、国が上限値を厳しくしたため基準を見直し、その他の業種の基準を据え置く。

## 4 スケジュール

平成28年10月12日 東京都環境審議会への諮問

平成28年10月19日 水質土壌部会における審議①

平成28年11月30日 計画案及び基準案に対するパブリックコメント募集  
～12月21日 [結果] 応募件数 2件 資料4-4参照

平成29年2月3日 水質土壌部会における審議②  
東京都環境審議会における審議（答申）

平成29年2月～3月 区市町村長への意見照会

平成29年3月 環境大臣協議

平成29年6月 「第8次総量削減計画」 公告・「総量規制基準」 告示